

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年11月16日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性及び不当性を主張している。

本件処分に加え、生活保護決定時の支給額（生活扶助119,730円、住宅扶助64,000円）に戻すとの裁決を求めます。

保護決定時と給料額は変わり無く、支給額だけが減額されているからです。家賃の支払いも十分にできずにいる状態です。とても困っております。決定時の金額から半額以下に減額されたことに納得できません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月 7日	諮問
令和3年 8月 26日	審議（第58回第1部会）
令和3年 9月 21日	審議（第59回第1部会）
令和3年 10月 29日	審議（第60回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 収入申告義務について

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入認定について

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8・3 (認定指針)・(1) (就労に伴う収入)・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4) (勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表(月額)」の額)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(4) 冬季加算について

保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・イによれば、〇〇市を含む東京都の冬季加算地区区分は VI 区にあたる。

そして、保護基準別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア・(ア)・第 2 類によれば、〇〇市を含む東京都内 (VI 区) における冬季加算は、2 人世帯においては、11 月から翌年 3 月に限り月額 3,730 円を計上することとされている。

(5) 期末一時扶助について

保護基準によれば、期末一時扶助費は、12 月の基準生活費の算定に当たって計上することとされ、〇〇市が該当する 1 級地—1 の区分の 2 人世帯では、23,080 円を計上することとされている (保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア)

(6) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年11月13日に請求人から収入申告があったことから、同月16日、

- (1) 同月1日を変更年月日として、長男の10月支給分の給与収入について、基礎控除及び必要経費を控除した108,577円を就労収入として認定し、既に認定済みの就労外収入87,221円と合算した195,798円を請求人世帯の収入と認定し、基準生活費等を踏まえ、11月分の保護費を13,292円に変更し、
- (2) また、同年12月1日を変更年月日として、長男の給与収入の見込みを176,422円と認定し、基礎控除及び必要経費を控除した121,999円を見込み就労収入として認定し、就労外収入70,171円と合算した192,170円を請求人世帯の収入と認定し、基準生活費等を踏まえ、12月分の保護費を40,000円に変更し、これらの変更を決定した保護費を請求人世帯に支給し、又は既に支給済みの保護費がある場合は、その差額を支給していることが認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分のうち、令和2年11月1日を変更年月日とする収入認定額変更については、法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記2(1)のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

- (1) 本件処分のうち、令和2年12月1日を変更年月日とする就労に伴う収入見込み認定（上記2(2)）に当たって、処分庁は、請求人からの収入の申告が滞る傾向があったことを理由に、保護費の過払金発生防止の観点から、処分庁の裁量として、認定を若干高めに行ったとしている。
- (2) 収入の認定について、次官通知第8・2（収入額の認定の原則）によれば、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでな

いときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」とされている。また、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(7)・イによれば、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とされ、同・オによれば、「アからエまでによることが適当でないとは認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とされている。本件処分では、上記オの規定に基づき、収入額を認定したものと認められる。

- (3) この点について、次官通知第8・2（収入額の認定の原則）における「収入額を適正に認定する」との趣旨は、関連の資料等を用いて客観的に推定を行うというものであり、処分庁に一定の裁量権があることは認められるが、その行使において、収入の申告が滞る傾向があるということを理由にして、高めに収入の認定を行うことは、制度上考慮されるべきでない事項であると考えられる。

したがって、少なくとも局長通知第10・2・(7)・オの規定の適用に際して、支給額の算定に当たり、制度上考慮されるべきでない事項に基づき収入の認定を行った本件処分は、裁量権の行使として適正とはいえないから、取消しが相当であると考えられる。

以上のことから、本件処分を取り消すこととし、処分庁は、改めて客観的根拠により行った就労収入の見込み認定を行った上で、再度処分を行うべきである。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹